

- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
- 中川郡本別町美蘭別136地先・146の1地先・170の2地先・170の3地先（以上4筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、169の5地先・131の1・135の2・137の1・144の1・146の1・169の3・171の1・171の3・179の1・180の5（以上1筆地先10筆について次の図に示す部分に限る。）、130の1、135の1、136、145、169の4、169の5、170の1から170の3まで、178の1
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- （ア）主伐は、択伐による。
- （イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- （ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第847号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年10月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 瀬棚郡北檜山町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び北檜山町役場に備え

置いて縦覧に供する。）

北海道告示第848号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成16年10月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 網走郡津別町字最上85の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び津別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第849号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成16年10月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 赤平市字赤平693の1・百戸町北522の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
- (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字赤平693の1・百戸町北522の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び赤平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第850号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年10月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上川郡上川町字菊水940の2（次の図に示す部分に限る。）、843、847、860の1、861、868、869、876の1、876の3、877、886、887の1、904、905の1、920の1、925の1、926の1、927、937、939、940の1、字白川300・301・351・370・388（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、287、288、291、292、302、350、371、372、375、394、407、字豊原377・378の1・383・385・386（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、379、380の1、384、388、389の1
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁経済部林務課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、北海道市町村職員共済組合及び北海道都市職員共済組合から平成15年度決算の登載依頼があった。

平成16年10月8日

北海道知事 高 橋 はるみ

北 海 道 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

北海道市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成15年度決算の要旨を公告する。

平成16年8月25日

北海道市町村職員共済組合理事長 小 川 公 人

- 1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
19	154	24	120	317

- 2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	長 期 組 合 員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計
組 合 員 数 (人)	36,480	1,496	195	4,765	98	8	1,180	44,222
給 料 月 額 (百万円)：長期	12,132	566	121	1,510	37	3	0	14,369
〃：短期	12,245	574	152	1,510	37	0	360	14,878
一人当たり給料月額 (円)：長期	332,568	378,427	618,492	316,847	381,420	419,050	0	333,844
〃：短期	335,656	383,543	781,187	316,847	381,453	0	305,459	336,510

- 3 組合職員の数、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	34	7	37	4	6	8	96

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
(収 入)									
負 担 金	11,702,836	33,685,695	413,381	521,615					
掛 金	10,789,255	18,657,374		521,615					
施設収入・商品売上					2,108,473			884,237	
基礎年金交付金		5,098,244							
利息及び配当金	107	7,860,324	9,846	125	361	972,003	2	1	
その他の収入	2,223,543	265,206	1,062	99,624	165,390		1,031,144	128,824	1,685,931
他経理から繰入金			132,632		461,299				
前年度支払準備金	2,062,321								
前年度繰越長期給付積立金		377,942,936							
前期損益修正益		6,252							
計	26,778,062	443,516,031	556,921	1,142,979	2,735,523	972,003	1,031,146	1,013,062	1,685,931
(支 出)									
給 付 金	12,146,430	41,482,637							1,685,931
役員員給与			279,206	52,858	385,094	37,544	54,973	64,826	
旅費・事務費			42,598	5,535	6,345	7,568	6,491	8,060	
商品仕入					76,314			884,237	
飲食材料費					286,744				
委託費			48,011	10,206	140,317	107,972	1,414	1,000	
支払利息					18,596	349,720	851,326	9,399	
連合会払込金	382,570	3,165,839					48,123		
老人保健拠出金	6,165,359								
退職者給付拠出金	2,689,891								
基礎年金拠出金負担金		13,614,451							

他 経 理 へ 繰 入 金	66,232	66,399		461,299					
そ の 他 支 出	2,346,920		140,823	568,734	1,688,569	15,094	78,711	41,009	
次 年 度 支 払 準 備 金	2,005,000								
次年度繰越長期給付積立金		385,186,690							
前 期 損 益 修 正 損	1,637	15		1,234					
固 定 資 産 除 却 損					5,307				
計	25,804,039	443,516,031	510,638	1,099,866	2,607,286	517,898	1,041,038	1,008,531	1,685,931
差引当期利益(損失)金	933,290 40,733	7,243,754	46,283	43,113	128,237	454,105	△ 9,892	4,531	0

※短期の差引当期利益(損失)金欄は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益(損失)金です。

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	基礎年金支払
(資 産)									
流 動 資 産	3,463,760	22,011,938	681,479	943,116	3,082,025	8,180,271	136,239	1,624,065	
固 定 資 産		363,174,752	841	631	5,265,287	51,701,248	42,997,964		
繰 延 資 産					0				
計	3,463,760	385,186,690	682,320	943,747	8,347,312	59,881,519	43,134,203	1,624,065	0
(負 債)									
流 動 負 債	990,843		7,327	50,499	185,817	58,453,349	14,044	114,089	
固 定 負 債	2,005,000		483,478	100,106	3,869,188	67,950	42,489,180	968,758	
剰 余 金 又 は 欠 損 金	467,917	385,186,690	191,515	793,142	4,292,307	1,360,220	630,979	541,218	
計	3,463,760	385,186,690	682,320	943,747	8,347,312	59,881,519	43,134,203	1,624,065	0

北 海 道 都 市 職 員 共 済 組 合 公 告

北海道都市職員共済組合法第44条の規定に基づき、平成15年度決算の要旨を公告する。
平成16年8月25日

北海道都市職員共済組合理事長 新 宮 正 志

1 組合に属する地方公務員等

市	一部事務組合等	合 計
14	11	25

(単位：千円)

給 付 金	6,372,514	30,797,433							1,087,985
役 職 員 給 与			200,082	95,670	271,726	52,110	58,523		
旅 費 ・ 事 務 費			19,818	3,283	5,301	1,329	3,483		
商 品 仕 入					27,775				
飲 食 材 料 費					139,144				
委 託 費			21	9,416	234,058	45,196			
支 払 利 息					30,664	337,109	532,895		
連 合 会 払 込 金	203,960	116,613					27,912		
老 人 保 健 拠 出 金	2,955,000								
退 職 者 給 付 拠 出 金	1,241,955								
介 護 納 付 金	776,306								
基礎年金拠出金負担金		7,251,688							
他 経 理 へ 繰 入 金	34,205	34,220		296,000					
そ の 他 の 支 出	513,989	509	80,608	572,134	541,774	20,492	18,714		1,845
次 年 度 支 払 準 備 金	1,050,639								
次年度繰越長期給付積立金		215,077,687							
計	13,148,568	253,278,150	300,529	976,503	1,250,442	456,236	641,527	0	1,089,830
差 引 当 期 利 益 金	204,229	0	4,265	△ 44,773	67,194	281,881	△ 26,417	3	0

(2) 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	財 形	基礎年金支払
(資 産)									
流 動 資 産	1,720,561	20,961,662	483,107	327,774	1,906,584	5,622,626	110,027	9,792	0
固 定 資 産		194,116,149	429,938		3,047,587	25,090,133	25,943,530		
繰 延 資 産									
計	1,720,561	215,077,811	913,045	327,774	4,954,171	30,712,759	26,053,557	9,792	0
(負 債)									

流 動 負 債	519,410	124	4,549	37,846	82,952	29,630,993	956		0
固 定 負 債	1,050,639		195,375	113,464	1,722,327	46,703	25,983,237		
剰 余 金	150,512	215,077,687	713,121	176,464	3,148,892	1,035,063	69,364	9,792	
計	1,720,561	215,077,811	913,045	327,774	4,954,171	30,712,759	26,053,557	9,792	0